

1920年代の農繁期託児所に関わる団体の特徴と事業展開

相 樂 真樹子

Characteristics and Business Development of Organizations Involved in Daycare Centers during the Busy Farming Season in the 1920s

SAGARA Makiko

【キーワード】 昭和初期、農繁期託児所、社会事業、手引き、保育の担い手

1. はじめに

日本の社会福祉の前身である社会事業は、1910年代後半から1920年代にかけて成立したが、この時期の日本においては生活改善への取り組みが盛んに行われていた。例えば、内務省主導による民力涵養運動、文部省外郭団体である生活改善同盟会による生活改善運動、昭和初期の農林省の農山漁村経済更生運動などが挙げられる。当時は一般的に、社会事業に関しては内務省の所管であったが、文部省や農林省までが生活改善を推し進める政策をとり全国的に活動を展開していた。また保育事業の拡大においては、1926（大正15）年7月、社会局に「社会事業調査会」が設置され児童保護に関する体系について審議、乳幼児保護や幼稚園と常設託児所との関係も議論された。1928（昭和3）年『本邦社会事業概況』では、都市部を中心に常設託児所が全国的に普及されていること、工場附設や農繁期託児所が漸次各地で行われている傾向があることが示されている。このような社会背景の中で、農村部においても農繁期託児の必要性を説く人々を中心に託児所の開設やその事業を奨励する動きが始まった。農繁期託児所とは、農繁託児所、季節託児所ともよばれ、常設の託児所とは異なり、農業の繁忙期に一定期間のみ開設された保育施設である。その数は、昭和5年度2,519ヶ所、昭和8年度5,745ヶ所、昭和12年度11,745ヶ所、昭和15年度22,762ヶ所、昭和17年度31,064ヶ所、そして、昭和19年度には50,319ヶ所にまで増加した¹⁾。本研究は、農繁期託児所の草創期ともいえる1920年代に開設を進めた主催団体の刊行物を歴史史料として検討し、その事業展開の分析を通して、各団体が農村部の状況をいかようにとらえながら具体的な支援の方向性を導き出したのかを明らかにし、この時代を生きる子どもに必要な保育の課題を見いだすことを目的とする。なお、史料に記された名称及び記述を原文で用いる場合以外は、農繁期託児所という表記で統一する。

2. 1920年代に農繁期託児所開設を進めた団体と刊行物

農繁期における農村部の子どもの実態であるが、田植えや稲刈りなど春秋の忙しい時期は、学校に行かない幼児たちの大半は、大人の目が届かず放置状態であることが多く、喧嘩をする、悪さをする、犬に噛まれて怪我をする、泥沼にはまり命を落とすといった状況が目立ち問題視されて

いた。1920年代半ば以降、農繁期の農家の作業効率を上げることを目的として親の労働を助けるとともに子どもの命を守るために農繁期託児所の開設を奨励する動きが各地で見られ始めた。それらの団体は、まず託児所開設に必要な手引きとなるパンフレットを作成、配付することにより奨励を開始した。表1は、その団体と刊行物の一覧である。

表1 1920年代に農繁期託児所開設を進めた団体と刊行物

発行年月	団体	刊行物
1925年4月	財団法人山口県社会事業協会	「農繁期託児所」『社会叢書』第一号
1926年12月	千葉県社会課	「農村季節的託児所設置について」
1926年12月	愛国婦人会本部社会部	「農村託児所設置要項並に実施参考」
1927年10月	愛媛県社会事業協会	「農繁期に於ける託児所の経営に就て」
1927年10月	熊本県学務部社会課	「新設せられし農村季節託児所」
1928年1月	中央社会事業協会	「愛知県における農繁期託児所の開設」『社会事業彙報』
1928年3月	静岡県社会課	「農漁村託児所の経営」
1928年3月	石川県学務部社会課	「常設並ニ農繁期託児所の設置奨励に就て」『社会事業資料』第4輯
1928年6月	愛知県碧海郡安城方面事業助成会	「御大典記念 第一回農繁期託児所ニ就テ」
1928年6月	島根県農会	「農繁期託児所の奨め」『島根県農会報』
1928年7月	財団法人朝日新聞社会事業団	「農繁期託児所の経営法」
1928年9月	中央社会事業協会	「福岡県に於ける農繁期託児所の設置奨励」『社会事業彙報』
1928年10月	中央社会事業協会	「昭和三年度数春期に於ける山口県農繁託児所概況」『社会事業彙報』
1929年5月	大乘同事協会	「寺院を中心とする農繁期託児所の手びき」
1929年6月	岡山県社会課	「農繁託児所」『社会事業研究資料』第14編
1929年7月	中央社会事業協会	「農繁期託児所に関する調」『社会事業彙報』

(註(2)～(20)をもとに筆者作表)

団体の内訳をみると、県の社会課・社会事業協会、愛国婦人会本部社会部、農会、方面事業助成会、新聞社などさまざまであることが分かる。

3. 刊行物から見る各団体の事業目的とその内容

3.1 県社会課・社会事業協会

1925（大正14）年4月刊行「農繁期託児所」は、託児所開設を奨励する実施要項として山口県社会課と山口県社会事業協会の職員が編纂、執筆者は、田部高等女学校校長の山中六彦であり、託児所の役割や開設までに必要な準備項目とその説明、保母及び助手、処遇や保育料などの他に、大正13年に初めて試みた子守集合所5ヶ所（県内小学校が経営主体）の実施概況が示されている²⁾。

1926（大正15）年12月刊行「農村季節的託児所設置について」は、千葉県社会課が手掛けたものであり、経営・実施場所・設備・開所時間・児童の収容・保育教養・軽費の財源及び支出が報告されている。また、大正15年度第1期事業概要が掲載され、具体的な保育内容や受託児の保育方法、託児所規則の詳細が示されている。本冊子発刊の目的は、農村自体の互助組織により生まれた農繁期託児所が農村社会事業の一助になることを期待し、千葉県下に設置される新たな託児所開設・運営の参考になるように詳しい概要が記されている³⁾。1927（昭和2）年10月刊行「農繁期に於ける託児所の経営に就て」は、愛媛県社会事業協会が、農村の社会的施設として最も適切な事業である農繁期託児所の設置を奨励するために手掛けた。タイトルにある様に託児事業経営者の参考になるような作りではあるが、町村や町村農会、小学校、婦人会、処女会、神社、寺院、宗教家、そして町村内有志や篤志家等が経営者として相応しく経費は安価に抑えても託児の質の向上を目指すべく幼稚園令を引用しながら子どもの保育・教育の必要性を説いた内容が目立つ⁴⁾。1927（昭和2）年10月刊行「新設せられし農村季節託児所」は、熊本県学務部社会課が編纂、農村婦女子を救い顧みられなかった子女の教養と保育の質を上げるための新施設として農村季節託児所設置を奨励した。はしがきには「ささやかなパンフレット」との記述があるが、県独自の託児所設置要項を示し一定の基準を設けている⁵⁾。1928（昭和3）年3月刊行「農漁村託児所の経営」は、静岡県社会課が、託児施設経営者に向けて手掛けた資料である。季節的に運営する農漁村託児所が児童を保護教養する目的をもつ緊切な社会事業であることから県が町村施設に対して奨励金を交付する方法を講じて発刊することにより、普及と奨励を図るねらいがある⁶⁾。1928（昭和3）年3月刊行「常設並ニ農繁期託児所の設置奨励に就て」は、都市だけではなく農村や漁村にも必要な社会事業を施設化する必要性を説いた石川県学務部社会課が手掛けた。第1章から第6章からなる本冊子は、本事業を奨励・指導する一助として編纂に至った経緯があり、町村当局者や各種団体関係者、篤志家の方々には事業の趣旨の理解をすすめる設置経営の参考になればという願いが込められている⁷⁾。1929（昭和4）年6月刊行「農繁託児所」は、岡山県社会課が農繁期託児所設置奨励を目的として配布したパンフレットである。執筆者は、岡山県社会事業協会に所属していた緋田工で県内の農繁期託児所を視察し研究を重ねた成果が含まれている⁸⁾。1929（昭和4）年7月、中央社会事業協会は、『社会事業彙報』において、「農繁期託児所に関する調」（昭和4年3月現在）を発表、乳幼児愛護デーが児童愛護の思想を促進し、全国の農繁期託児所報告未着を除き、託児所総数が1,127ヶ所に及んだことを報告している⁹⁾。

3.2 愛国婦人会・新聞社

愛国婦人は、1901（明治34）年に発足、上流階級の夫人を中心にした団体であり、日露戦争時の1905（明治38）年には一般婦人にも拡張された。会員数は46万人に達し、第一次世界大戦末期は農繁期託児所などの社会事業を積極的に支援、1926（大正15）年12月発刊「農村託児所設置要項並に実施参考」において児童保護や母性擁護、農村日本のために農繁期託児所設置が全国的に急務であることを提唱し、実際の設置に役立つ具体的な事例や内容を示した。「農村託児所設置要項並に実施参考」の第2章では、資料として茨城県支部及び千葉県支部の施設と実施例が掲載されている。全国規模の支部の中でも茨城支部の農村託児所事業は特に活動が活発化しており、大正期の農村託児所で展開した保育の実状においては、大正14年実施の「眞壁郡關本町託児所の報告書」の検討から、子どもの身体的側面に関する保育の内容に関する考え方として、農村の子育て事情を踏まえてその衛生上の生活課題を改善に導く意図を示していた点が確認できる。また、

教育的側面については、身体面、精神面、休養面といった健康面に配慮をした内容で保育の組み立てを構想していることが分かる⁹⁹⁾。

財団法人朝日新聞社会事業団（現在の朝日新聞厚生文化事業団）は、1923（大正12）年の関東大震災の救援活動や歳末同情週間実施を契機に本来の新聞報道の使命とは別に社会福祉事業の実践組織として設立された。1928（昭和3）年1月、大阪朝日新聞社内に「社団法人朝日新聞社会事業団」を創立、東京朝日新聞社に支部を置き、財団法人大阪朝日新聞社会事業団に組織変更、東京支部は財団法人東京朝日新聞社会事業団となる。本事業団が積極的に実施した優良な成績を収めた農繁期託児所の表彰は、手本となる事業内容を各地に広めるという効果を促し、とても有意義で意味のある活動として継続された¹⁰⁰⁾。

3.3 仏教会・県農会・方面事業助成会

日本で最初の農繁期託児所は、鳥取県気高郡美穂村（現在の鳥取市）の笈雄平（1842-1916）によって1890（明治23）年に開設したことが知られているが、当時子どもたちを寺の境内で預かって世話をしたのは、地主の笈ではなく、村内の寺の尼僧であった。日本では古来より農村の暮らしと寺院との間には密接な関係にあり、寺の住職は村の知識人として尊敬され頼られる存在であった。一番ヶ瀬康子は、大谷派本願寺社会課発行（昭和6年）『農繁期保育事業のすすめ』を引用し、寺院の役割について述べ、その際、具体的な例として大阪市において乳児保育の重要性を訴えた田村克己が早くから農繁期託児所運動に取り組んでいた理由の1つとして熱心な仏教徒であったことを挙げている¹⁰¹⁾。1929（昭和4）年、大乘同事協会は『寺院を中心とする農繁期託児所の手びき』を出版している。県農会の歴史は古く、各地で共同体を形成し、多岐に渡る農業の事業運営を継続し発展してきた経緯がある。方面委員制度は、1918（大正7）年10月に創設、区域内の住民の生活状態を調査し、その情報を基に要援護者（現在の民生委員制度）に対する救済を行おうとする制度である。当時、方面委員制度に先駆的な県であった岡山県は、1917（大正6）年5月より制度を実施している。また、愛知県における方面委員制度は、1922（大正11）年に当時の県知事であった川口彦治が「試験的」に実施を計画、1923（大正12）年7月「方面委員設置規程」を発布、35名が愛知県初の方面委員として委嘱された記録がある¹⁰²⁾。農村雑誌『安城』は、1928（昭和2）年から1937（昭和12）年まで発刊されていた雑誌（安城市農会報）（安城町農会報）農家に向けた情報誌であり、農繁期託児所の記事もたびたび掲載、農繁期託児所事業は碧海郡のシンボルである日本デンマークを支える要素であり、現在の保育園の前身となった施設と言われている¹⁰³⁾。

3.4.1 愛知県安城町の取り組み

愛知県安城町は、明治初期より農業改革に取り組み当時から日本デンマークと呼ばれていた。愛知県安城町農会刊行の雑誌『安城』によれば、安城町の農繁期託児所への取り組みは愛知県内でも質が高く幾度となくその成果が讃えられ表彰された¹⁰⁴⁾。その背景には、安城町農会・仏教会・方面事業助成会の三団体が連合共同して開設したことが大きく影響している。三団体の連合共同の経緯に触れると、農家の子女を預かるため農会が色々と力を入れ、場所が寺院中心で住職に主任になってもらうために仏教会に働きかけ、奉仕的で立派な社会事業である所から方面事業助成会が事業に加入したという¹⁰⁵⁾。また、「保母養成講習」については、1年のうち6月中旬に2日間設けており、農繁期託児所について（概論）を中心に保育の心得、唱歌遊戯、手技を研修内容とし

ていた。

昭和3年度「御大典記念事業」には、安城町において実際に実施された託児の状況や成果が記録されている⁷⁷⁾。託児所開設総日数(延べ日数)は、323日、出席児童数(延べ人数)は、10984人(1日平均34人:延べ人数は686人で計算)、開設日数平均1ヶ所あたり20日、出席児童平均1日あたり30人~40人、受け入れ年齢は3歳~7歳までの男女である。

また、申し込みに対して出席の割合は4割程度であったが後半になるにつれて徐々に増加傾向にあった為、5日目は5割、10日目は6割強で出席率を計算している。他には、無報酬で保育に従事した者が婦人会員118人、安城高等女学校生徒 約100人、女子職業学校生徒 約100人、愛知県立実業補習学校女子職員一同と保母養成講習終了者72人であった。

図1 昭和3年度「御大典記念事業」



3.4.2 島根県農会の取り組み

島根県農会は1898(明治31)年6月より活動が始まり、毎月会員に向けて農会報を発行するなど積極的に農業の発展に寄与してきた歴史がある。1926(大正15)年9月発刊の農会報では、島根県農会技師である阿部憲吉が、農家の作業能力増進を主眼とした農繁期託児所開設に伴う情報提供をしている。事業の目的は、幼児の保育教養を主として教育的効果を収めることであり、たとえ臨時的であっても相当の設備と職員を要し経費見積もりも相当額準備すること、農繁期の農家の子どもを預かり親が集中して農業に従事し経済効果を図ることである。山口県社会事業協会発行のパンフレットを参考に農繁期託児所開設に伴う施設の概要について示しているほか、先駆的な事業として取り上げられている他県の事例も紹介している⁷⁸⁾。

図2 農繁期託児所の奨め



1928(昭和3)年6月発刊『島根県農会報』第365号では「農繁期託児所の奨め」というタイトルで農繁期託児所を推奨するパンフレットが紹介されている⁷⁹⁾。島根県農会は、農家の労働能力向上の必要から1898(明治31)年より推奨しており、1926(大正15)年からは特に力を入れると共に全国各府県の事業における施設状況を調査して参考となる事例を集めこれから事業を計画し実施を考えている者へ向けて、多少でも参考にとという思いが綴られている。

4. 農繁期託児所における保育内容と保母

託児を実施する際に必要とされた保育の内容や設備、保母（託児の担い手）について独自の基準を設けた団体の詳細を表2に示す。

表2 農繁期託児所における保育内容・設備・保母

団体	保育内容・設備	保母（託児の担い手）
山口県社会事業協会	遊戯,運動,手工具等	進んで奉仕ができる者
千葉県社会課	躰,遊戯と訓練,幼児の保健	小学校や補習学校女教師等
愛媛県社会事業協会	唱歌,遊戯,運動,手工,お話等	社会奉仕への思いが深い者
熊本県学務部社会課	玩具,絵画,楽器,砂場	高等小学校卒業以上の学力を有する者
静岡県社会課	唱歌,遊戯,運動,手工,お話等	事業の性質を能く理解できる婦人
石川県学務部	手技,談話,唱歌,遊戯等	小学校教員等
愛知県碧海郡安城方面事業助成会	戸外中心の自由遊び	保母養成講習終了者
島根県農会	戸外中心の自由遊び	小学校教員、お坊さん、篤志家、地主の妻たち
岡山県社会課	屋内・屋外遊び向けの安価な遊具	比較的時間のある家庭の婦人が奉仕的に出務

(農繁期託児所における保育内容・設備・保母の記述がある史料をもとに筆者作表)

1920年代の子どもの保育に関する法令として、1926（大正15）年4月22日に「幼稚園令」が公布された。「幼稚園令」は、幼稚園について定めた勅令であり、これまで小学校令の一部に含まれていた幼稚園がはじめて独立の規程を持ったことから、教育法整備に力を注いできた教育政策の一つとして示され、社会的にも幼稚園が動かしがたい存在になっていった事実がある。幼稚園令には、幼稚園の保育項目に「遊戯、唱歌、観察、談話、手技」「観察」を付け加えることにより「自然」を重視する保育内容となっている。また、保母の資格に関しては、小学校教員と同等ではないものの「保母は幼児の保育を掌る」「保母は女子にして保母免許状を有する者」として定められた。なお、年齢、保育時間、収容人数について幅をもたせ、3歳未満児の幼児の入園も可としたことにより、労働者階級のなかには根づくことが難しかったことから、託児所令、保育所令については、国への要望は幾度となく行われたが、戦前は、法令としての実現は叶わなかった。

5. おわりに

本研究は、農繁期託児所の草創期ともいえる1920年代に開設を進めた主催団体の刊行物を歴史史料として検討し、その事業展開の分析を通して、各団体が農村部の状況をいかよにとらえながら具体的な支援の方向性を導き出したのかを明らかにし、この時代を生きる子どもに必要な保育の課題を見いだすことを目的とした。

1920年代半ば以降、農繁期託児所の開設を奨励する団体が事業の普及のため活動を開始、団体の内訳としては、愛国婦人会本部社会部、県の社会課、社会事業協会、農会、方面事業助成会、新聞社などがあり、実施要項やパンフレットを作成し配布するなどして普及活動や事業への支援に動いたことにより農村部を対象とした社会事業として扱われ始めた。各団体が掲載している保育に関

する内容や実践事例は、事業の普及を目的とした試験的な実践や事業成果を含んでいた。戦後になるまで、保育所保母に関する養成の制度や規程、資格がなかった時代において、各団体の事例にあがる農繁期託児所に関する1920年代の取り組みについては、一時的な託児事業を初めて開始する団体が多くみられるものの、町や村をあげて手探りで事業に臨み、結果報告や実践事例を掲載するなどして、手本となる情報の提供に努めていた。また、保育内容や設備、保母については、それぞれに独自の規定を設けているため保育内容や保育方法、環境などに対する認識や理解の違いがあった。愛媛県や熊本県の様に幼稚園令を意識して当時の保育内容を取り入れる記述がある一方で、自然環境を活用することで戸外遊びを中心としてなるべくお金をかけずに安価に済ませるような記録も目立っていたことから、1920年代においては、遊びや発達など、子ども側の視点で語られる保育ではなく大人側の視点に留まり、子どもを集団で預かり無事に1日の保育をこなすことで精一杯であったと思われる。

1920年代の子どもの保育に関する法令として、1926（大正15）年4月22日に「幼稚園令」が公布され、幼稚園に対する世間の認知度が少しずつ上がり始めた時期であるが、農村部においては、愛知県安城町の様に、事前申し込みに対して実際の保育人数の割合は6割に留まっており、残りの4割の家庭は子どもを預けるという行為をよく思っていない、あるいは抵抗を感じる親もいる事を考えると、託児を担う人々の思いが必ずしも一般家庭に届かないということ、保育内容や活動の質よりも怪我無く預かることが当時の一般的な託児のとらえ方であったと考えられる。子どもの保育の課題とは、安全面や健康面、衛生面の配慮などだけではなく、運営側（保母含む）の保育に対する知識や理解と同様に保護者側の保育のとらえ方も需要であることが分かった。

註

- (1) 石坂公俊「季節保育所の動向分析」『立正社会福祉研究』第16巻、第1号、2014年、1-8頁。
石坂は、農繁期託児所を計量的に把握するために①全国季節保育所概況（内務省）、1930（昭和5）年調査、②季節保育所に関する調査（内務省）、1933（昭和8）年調査、③各年度版、日本社会事業年鑑のデータを活用し、その動向分析を報告している。
- (2) 山口県社会事業協会「農繁期託児所」『社会叢書』第1号、1925年。
- (3) 千葉県社会課『農村季節的託児所設置について』1926年。
- (4) 愛媛県社会事業協会『農繁期に於ける託児所の経営に就て』1927年。
- (5) 熊本県学務部社会課『新設せられし農村季節託児所』1927年。
- (6) 静岡県社会課『農漁村託児所の経営』1928年。
- (7) 石川県学務部社会課、「常設並ニ農繁期託児所の設置奨励に就て」『社会事業資料』第4輯、1928年。
- (8) 岡山県社会課「農繁託児所」『社会事業研究資料』第14編、1929年。
- (9) 中央社会事業協会「愛知県における農繁期託児所の開設」『中央社会事業協会社会事業彙報』1928年。中央社会事業協会（現在の全国社会福祉協議会）は、明治41（1908）年「中央慈善協会」として誕生、大正10（1921）年「社会事業協会」に改称、大正13（1924）年「財団法人中央社会事業協会」に組織変更した。「福岡県に於ける農繁期託児所の設置奨励」「昭和三年度数春期に於ける山口県農繁託児所概況」「農繁期託児所に関する調」の報告も手掛けている。
- (10) 愛国婦人会本部社会部『農村託児所設置要項並に実施参考』1927年。

武蔵野短期大学研究紀要《第40輯・2026》

- (11) 財団法人朝日新聞社会事業団『農繁期託児所の経営法』1928年。
- (12) 一番ヶ瀬康子『日本の保育』生活科学調査会編、医歯薬出版、1962年、92-93頁。
- (13) 愛知県『愛知県方面委員制度十年史』1933年。
- (14) 安城市史編さん委員会『安城市史』「安城市史資料編」愛知県安城市役所、1973年、722-723頁。
- (15) 愛知県安城市農会「安城市」『安城市農会報』第1巻第5号、1930年。
- (16) 愛知県安城市農会「安城市」『安城市農会報』第4巻、第7号、1933年。
- (17) 愛知県碧海郡安城市方面事業助成会「御大典記念 第一回農繁期託児所ニ就テ」1928年。
- (18) 安城市方面事業助成会『第1回農繁期託児所ニ就テ昭和3年6月御大典記念』1928年。
- (19) 島根県農会『島根県農会報』第342号、1926年、2-11頁。
- (20) 島根県農会「農繁期託児所の奨め」『島根県農会報』第365号、1928年。